

令和5年城里町告示第185号

城里町私道路用地の寄附の受入れに関する要綱

(目的)

第1条 この告示は、町道の用地として私道路の用地（以下「私道路用地」という。）の寄附を受け入れることについて必要な事項を定めることを目的とする。

(受入れの要件)

第2条 寄附の受入れの対象となる私道路用地は、次の各号に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 有効幅員が5.5メートル以上であること。
- (2) 起点及び終点が国道、県道若しくは町道（以下この号において「公道」という。）に接続するもの又は起点が公道に接続する袋路状のもので起点から最終に位置する一戸建専用住宅又は兼用住宅（以下「建築物」という。）の敷地までの延長が35メートル以上250メートル以下のものであること。
- (3) その敷地が当該私道路用地に接する所有者の異なる建築物（その敷地が建築基準法（昭和25年法律第201号）第43条に規定する要件を満たすために当該私道路用地を必要とするものに限る。）が3以上あること。
- (4) 別図1のとおり整備されていること。
- (5) 接続箇所及び屈曲箇所に別図2に掲げる斜辺2.0メートル以上（接続箇所の片側のみに設ける場合にあつては、斜辺3.0メートル以上）のすみ切りが設けられていること。
- (6) 縦断こう配が9.0パーセント以下（地形の状況その他の理由により町長がやむを得ないと認める場合にあつては、12.0パーセント以下）であること。
- (7) 側溝等の排水施設が設置され、かつ、雨水の放流先が確保されていること。
- (8) 下水道管及び水道管について、町の整備状況等を勘案し、町長との協議が整っていること。
- (9) 工作物その他の占用物件が設けられていないこと。ただし、町長が道路の管理及び交通に支障がないと認める占用物件については、この限りでない。
- (10) 道路境界が確定しており、その区域が境界を明らかにするための標柱等で明示され、かつ、概ね道路形態のとおりに公図が分筆されていること。
- (11) 所有権以外の権利が存しない状態で、かつ、道路管理に支障のある建築物等が近在していないこと。
- (12) 路面及び排水施設等が良好で道路管理に支障を生じない状態であること。

2 前項の規定にかかわらず、道路として20年以上使用されており、かつ、当該私道路に接する建築物の敷地のうち、当該接する部分の延長の合計を当該私道路用地の延長に2を乗じて得た数で除して得た数が0.5以上である私道路用地に係る寄附の受入れの要件は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 前項第2号、第5号、第6号及び第9号から第11号までに掲げる要件を満たすものであること。
- (2) 道路幅員が4メートル以上であること。
- (3) その敷地が当該私道路用地に接する所有者の異なる建築物（塀、柵等が設置されていることにより、当該私道路用地をその敷地との通行のために利用しないものを除く。）が3以上あること。
- (4) 碎石の敷設等により路面が平坦であること。

(5) 自然流下による雨水の排除に支障のない立地条件を備えていること。

3 私道路用地の寄附をしようとする所有者は、あらかじめ次に掲げる手続を済ませておかなければならない。

- (1) 相続が発生している場合は、その相続登記
- (2) 住所の変更があった場合は、その住所変更登記
- (3) 所有権以外の権利の登記が設定されている場合は、その抹消登記
(開発行為等により築造された路線の認定条件)

第3条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定による開発行為に伴う道路及び土地区画整理法（昭和29年法律第119号）又は土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき築造された道路にあっては関係法令に基づいて築造された道路であること。
(事前協議)

第4条 私道路用地の寄附をしようとする所有者（所有者が複数である場合には、その代表者）は、私道路用地寄附事前協議書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 公図の写し
- (3) 登記事項証明書（全部事項のもの）
- (4) 地積測量図その他の参考となる書類
- (5) 占有物件明細書（様式第2号）（占有物件がある場合に限る。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による協議があった場合は、その内容を審査し、及び現地調査を行い、その結果を私道路用地寄附事前協議結果通知書（様式第3号）により、当該協議を行った者に通知するものとする。

3 前項の規定により協議の内容を審査するに当たっては、第8条の審査会において調査及び検討を行うものとする。

(寄附の申請等)

第5条 所有者は、前条の規定による協議が整ったときは、私道路用地寄附申込書（様式第4号）に、前条第1項各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 私道路用地寄附申込同意書（様式第5号。土地の所有者が複数の場合）
- (2) 登記原因証明情報兼登記承諾書（様式第6号）
- (3) 印鑑登録証明書
- (4) 資格証明書（法人の場合に限る。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、その適否を決定し、私道路用地寄附受入れ可否決定通知書（様式第7号）により当該申請をした者に通知するものとし、寄附の受入れに係る業務が完了したときは、私道路用地寄附受領書（様式第8号）を当該申請をした者に交付するものとする。

(占用許可申請)

第6条 第2条第1項第9号ただし書に規定する占用物件が設けられた私道路用地について、寄附の受入れに係る業務が完了したときは、当該占用物件の所有者は、町長に対し、使用に係る許可の手続きを行わなければならない。

(費用負担)

第7条 私道路用地の寄附に係る費用のうち、所有権移転登記に要する費用は、町の負

担とする。

- 2 前項に規定する費用以外の寄附に係る費用は、私道路用地の寄附をしようとする者の負担とする。ただし、認可地縁団体(地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項に規定する団体をいう。)が寄附する場合は、この限りでない。

(審査会)

第8条 町道認定の適正な運営を図るため、城里町私道路用地寄附受入審査会(以下「審査会」という。)を置く。

- 2 審査会は、次に掲げる事項を審査するものとする。ただし、第3条に掲げる関係法令に基づいて築造された道路については、審査の対象外とする。

- (1) 私道路用地の受入れ調査及び検討に関すること。

- (2) その他、私道路用地の受入れに関して必要と認められる事項

- 3 審査会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 4 委員長には副町長を充て、副委員長には都市建設課長を充てる。

- 5 委員には、次の職にある者をもって充てる。

- (1) まちづくり戦略課長

- (2) 総務課長

- (3) 財務課長

- (4) 下水道課長

- (5) 水道課長

- 6 委員長は、審査会の事務を総理し会議の議長となる。ただし、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

- 7 審査会は、必要に応じ委員長が招集する。

- 8 審査会の庶務は、都市建設課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、現に改正前の告示の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

(告示の廃止)

- 3 私道の町道受入に関する要綱(平成17年告示176号)は、廃止する。